

(仮称) 登米市人権擁護に関する条例 (案)

人権は、誰もが生まれながらにして持つ、誰からも侵されることのない基本的な権利であり、生涯にわたって最大限尊重されなければなりません。世界人権宣言では、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とされ、全ての人は、権利と自由とを享有することができるかとされています。また、日本国憲法においても、基本的人権が保障され、法の下での平等が定められています。

しかしながら、社会全体においては、依然として不当な差別や偏見が存在しており、近年では、インターネット上での誹謗中傷やプライバシーにかかわる情報の流布による人権侵害、性的指向、性自認等を理由とした差別や偏見の存在など、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、人権問題は複雑化・多様化しています。

このような背景の中、登米市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、自分らしく安心して暮らすことができる人権尊重のまちづくりを目指すため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりについて、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権擁護に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の意識を高め、もって市民が安心して暮らすことができ、かつ、平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者
- (2) 事業者 市内に事務所を有し、若しくは市内で事業活動を行う個人、法人又は団体

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持つており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行わなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、信条その他の事由による差別、いじめ、虐待、社会的に認知されたハラスメント行為、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他

の人権を侵害する行為（以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、市政の全てにおいてこの条例の目的を踏まえ、人権擁護に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、人権擁護に関する施策の実施に当たっては、国、県その他の関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）との緊密な連携を図るものとする。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる場面において、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、人権意識の高揚に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する人権擁護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の視点に立って取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する人権擁護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（相談体制の充実）

第8条 市は、様々な人権問題に関し、市民一人ひとりが安心して相談できるよう、関係機関等と連携し、必要な相談体制の充実に努めるものとする。

（教育及び啓発活動の充実）

第9条 市は、市民及び事業者の人権意識の普及高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会を捉えて人権教育を推進するとともに、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

（人権の日）

第10条 市民及び事業者の間に広く人権に関する理解を深めるため、登米市人権の日（以下「人権の日」という。）を定める。

2 人権の日は、12月1日とする。

3 市は、人権の日の趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。